

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 保健事業課 担当 ^{ふりがな} 者名 ^{かねこ} 金子 電 話 671-4042
----------	---------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 令和2年度健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策に関する
問合せコールセンター運營業務委託

2 履 行 場 所 受託者がコールセンターを設置した場所（横浜市内）

3 履行期間 期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
又は期限 期限 平成 年 月 日

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策に関する
問合せコールセンター運營業務委託

8 部 分 払

す る (12回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
オペレーター 人件費	毎月	(4357.5)	時間		
オペレーター 研修費	4月	1	式		
管理費 (責任者人件費 込)	3月	1	式		
電話回線経費 (増減設計費込)	3月	1	式		
施設・設備等 諸経費	3月	1	式		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額		(¥ _____)
内 訳	業 務 価 格	(¥ _____)
	消費税及び地方消費税相当額	(¥ _____)

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
オペレーター 人件費	(2178.75時 間/年) × 2 回線	(4357.5)	時間			
オペレーター 研修費		1	式			
管理費 (責任者人件費 込)		1	式			
電話回線経費 (増減設計費込)		1	式			
施設・設備等 諸経費		1	式			
合計						
消費税						
総計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

**令和2年度健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策に関する
問合せコールセンター運營業務委託**

1 件名

令和2年度健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策に関する問合せコールセンター運營業務委託

2 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 委託業務内容

- (1) 健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策に関する問合せ対応のためのコールセンターの設置及びコールセンターに寄せられる市民及び飲食店等からの問合せへの対応

ア 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日における平日
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

イ 履行時間

8時30分から17時15分まで

ウ 履行場所

横浜市内に受託者が用意

エ 対応内容

- (ア) 委託者が提供するFAQ等の資料に基づく、健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策に関する問い合わせへの対応

- (イ) FAQ等では対応できない問合せの担当部署への引継ぎ。引継ぎ方法は電話転送またはEメールによる引継ぎを想定しています。

【参考】改正健康増進法の内容

施行日	内容
平成31年1月24日 【一部施行】	○国及び地方公共団体の責務 ○関係者の協力 ○喫煙をする際の配慮義務 ○喫煙場所を設置する際の配慮義務
令和元年7月1日 【一部施行】	○学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、 旅客運送事業自動車・航空機（第一種施設）は敷地内禁煙。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
令和2年4月1日 【全面施行】	○第二種施設（第一種施設以外の施設）は原則屋内禁煙。 喫煙を認める場合には、喫煙専用室などの設置が必要 ○第二種施設のうち既存特定飲食提供施設（個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下））は届出を行い、喫煙可能な場所である旨を提示することにより喫煙可能

- (2) 問合せ対応の記録及び報告

ア 問合せ対応を記録するためのフォーマット作成

- イ 問合せ1件ごとの問合せ内容及び対応等の記録
- ウ 件数及び問合せ内容の分類の報告（毎週及び毎月）（報告は電子メールにより行う）
 - (ア) 毎週分の報告は翌週の水曜日まで
 - (イ) 月ごとの報告は翌月10日まで
 - (ウ) クレームの報告については翌日中に報告ただし、市職員による緊急な対応が必要となるものについては、速やかに報告

(3) 問合せ対応業務を行うための必要な施設、設備、システム等の整備

ア コールセンターの名称

「横浜市受動喫煙対策コールセンター」とすること。

イ コールセンターの設置場所

横浜市内かつ電話番号045-330-0641を使用できる住所とし、受託者が用意すること。

ただし、履行時間中は、法定点検等の定期的なメンテナンスによる停電などの影響をうけることなく運営が継続できるようにすること。

ウ 電話設備環境

回線数は2回線とする。

また、受信した電話を、市役所内の各部署に転送できる電話機を用意すること。

なお、1日あたりの入電件数は20件～30件程度を想定しています。

エ 受付番号

- (ア) 電話番号045-330-0641にて発信、着信共に行う。

なお、番号の名義は受託者のものとし、履行期間中は本業務専用の番号とすること。

- (イ) 回線使用料は委託費に含める。

- (ウ) 委託契約の終了に際し、必要に応じ次期の受託者が継続して同じ番号が使用できるように引継ぎを行うこと。

オ Web閲覧環境

対応要員の席数分、インターネットに接続できるパソコン環境を用意し、横浜市ホームページを閲覧できる環境とすること。ただし、インターネット環境に接続される機器は、外部からの不正アクセスや攻撃などに対して、ファイアーウォール等のセキュリティ対策を講じること。

カ 備品等

筆記用具等、本業務を遂行するために必要な備品等は受託者が用意すること。

(4) その他上記(1)から(3)に付随する業務

4 業務遂行に必要な資料

委託者は、受託者が委託業務を遂行するために必要な資料等は無償で提供するものとする。

5 業務実施の基本

受託者は、業務の実施にあたり、関係法令を遵守し、業務を適切に行うものとする。

6 従事者の配置

- (1) 受託者は、受託にかかる業務を遂行するため、次に該当するもの（以下「従事者」という。）を配置し、業務に従事させなければならない。

ア 業務に必要な知識及び技術を有するとともに、健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止

対策に関しての趣旨及び業務の公共性を十分理解し、円滑に業務の遂行ができる者
イ コールセンターの業務を遂行するにあたり、十分な経験を有する者

- (2) 受託者は、2回線に対応できるよう必要な人員を配置すること。
- (3) 従事者の出勤時間や退勤時間の管理については受託者が管理し、必要に応じて委託者に報告するものとする。
- (4) 交通機関の遅延及び病気などの理由により、突発的に従事者等が出勤できない場合においても、業務に支障をきたすことなく運営できる体制を整えることとする。

7 従事者の心構え

- (1) 受託者が配置する従事者は、業務遂行にあたっては、職務の重要性を自覚し、横浜市職員に順ずる心構えで対応するものとする。
- (2) 受託者が配置する従事者は、電話応対にあたっては、特に言葉遣い等は親切・丁寧に行うこととする。

8 従事者の指揮

- (1) 従事者の指揮監督は、受託者が行うこととする。
- (2) 委託者の責に帰すことのできない、オペレーターの誤案内や不適切な対応にかかる苦情は、受託者が責任を持って対応すること。
また、苦情発生時は委託者に速やかに報告すること。

9 責任者の配置

- (1) 受託者は、従事者の指揮監督を行うにあたり、あらかじめ従事者の中から責任者（以下「責任者」という。）及び責任者を代行できる者を選出し、委託者に届け出なければならない。
- (2) 責任者は、「3 委託業務内容」の業務に類似した業務での実務経験を有する者とする。
- (3) 責務実施にあたっては、責任者又は責任者を代行できる者が常時1名以上勤務し、委託者と受託者の事務打ち合わせ及び従事者の指揮監督を行うものとする。
なお、責任者と電話応対業務の兼務は極力避けることとする。

10 受託者の責務

受託者は、業務の公共性、重要性に鑑み、従事者に対し、雇用者としての責務を履行し、また適正かつ良好な労働条件の確保に努めなければならない。

11 個人情報の保護

受託者は、この委託業務に関わる事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、受託者の責に起因した情報漏洩等により、第三者から本市が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、受託者が負うものとする。

12 電子計算機処理等実施における遵守事項

受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13 事務打ち合わせの実施

委託者及び受託者は、必要に応じて事務打ち合わせを行い、円滑な事務処理に勤めなければならない。

14 従事者の研修

- (1) 受託者は、受託にかかる業務を円滑に行うため、従事者に対して、次の事項に留意した事前研修を十分に行うこと。
 - ア 関係法令等業務に必要な知識を習得させること
 - イ 必要に応じて端末操作が可能な技能を習得させること
 - ウ 業務の公共性を理解させること
 - エ 事務処理手順を理解させること
 - オ 守秘義務を理解させること
- (2) 委託者は、事前研修の実施状況、習得度合を検査できることとする。
- (3) 受託者は、履行開始後においても、(1)に留意した研修を行い、常に従事者の品質向上に努めなければならない。
- (4) 受託者は、従事者に対する研修は、「3 委託業務内容」の業務についての業務知識を有した実務経験者に行わせなければならない。

15 業務マニュアルの充実

受託者は、業務上習得したノウハウについて、既存のマニュアルに付加するなど、マニュアルの充実を図らなければならない。

16 データファイル等の帰属権

- (1) 業務に関する情報が記録された記録媒体の内容をなす一切の情報は、業務を処理するため委託者が提供した委託者の情報であって、受託者はその内容の変更、複写、外部への提供等の内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- (2) 業務に関するすべての情報の記録等、業務遂行の結果生じたすべての情報は委託者の所有とする。
- (3) 受託者は、この契約の履行による成果物及び記録媒体等のすべてについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

17 データの消去

受託者が用意したパソコンの中にある、この業務に関する全ての情報の記録等については、委託契約期間終了後、委託者からの依頼に基づき受託者の責任において完全に消去するものとする。

18 履行状況の確認

委託者と受託者は、委託契約期間中、仕様書の定めるところにより、委託業務の履行状況について、相互に確認しなければならない。

19 事故の発生の報告

受託者は、業務遂行にあたり事故が発生した場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

20 業務の報告及び検査

受託者は、日報及び月報により業務内容を記録し、速やかに委託者の確認を受けるものとする。

21 その他

- (1) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。